

銀行振込みによる公売保証金の提供についての注意事項

銀行振込みによって公売保証金の提供を行う場合は、以下の事項にご留意ください。

1 公売保証金の振込み

- ・公売保証金の振込みは、公売の入札者でなければできません。
- ・公売保証金の振込みと公売の入札者が異なる場合は、入札は無効となります。

2 公売保証金の提供期限

- ・公売保証金は、公売保証金の提供期限までに下記口座に入金済みとなる必要があります。
- ・振込手数料は入札者の負担となります。
- ・公売保証金は振込後、その取り消し又は変更はできませんのでご注意ください。

3 振込金受領書の提出

「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」に、金融機関から交付された振込金受領書(原本)を貼付し提出してください。

4 公売保証金の返還

開札の結果、最高価申込者等とならなかった場合は、公売保証金を「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」の「公売保証金の払渡請求」欄に記載された金融機関の口座へ、振込みにより返還します。

5 公売保証金の振込先

金融機関	足利銀行(0129) 栃木支店(140)
預金の種類	普通預金
口座番号	110218
フリガナ	トチギシカイケイカンリシャ
名義人	栃木市会計管理者

公売保証金振込通知書兼払渡請求書

次の売却区分番号に係る公売財産の入札又は買受申し込みを行うに当たって、公売保証金を金融機関への振込みにより納付しました。

入札を行う公売財産の 売却区分番号			
公売保証金振込者名 ① 公売保証金の振込者名と入札者又は買受申込者は、同一の者でなければなりません。 ② 法人の場合はその所在地、名称及び代表者名を記載してください。	住所又は所在地		
	電話番号		
	フリガナ		
	氏名又は名称	(印)	
	フリガナ		
	代表者名	(印)	
公売保証金の払渡請求 ※入札者本人の口座を記載してください。	公売保証金の返還事由が生じたときは、この保証金について、下記の口座への振込みによる払渡しを請求いたします。		
	氏名又は名称 (印)		
	金融機関名	銀行・組合 金庫・農協	本店・支店 支所・出張所
	預金種別	1.普通 2.当座 3.その他()	
口座番号			

※ 入札者は太枠線内を必ず記載してください。



金融機関の証明書(振込金受取書)の貼付箇所



公売保証金を指定の金融機関の口座に振込んだ旨の説明として、振込みを依頼した金融機関から交付を受けた「振込金受取書」の原本を、この枠内に貼付けて提出してください。
 なお、貼付けに当たっては、剥がれないように確実に貼り付けた上、割印をしてください。
 また、振込みに当たっては金融機関の注意事項をよく読んで、間違いのないようにお願いします。

公売保証金の振込みについての注意事項

- 1 公売保証金振込通知書兼払渡請求書は、入札又は買受申し込みを行う公売財産ごとに、それぞれ作成してください。
- 2 公売保証金振込者は、公売の入札者又は買受申込者でなければなりません。
 ※公売保証金振込者と入札者又は買受申込者とが異なる場合は、入札又は買受申込みが無効となります。
- 3 公売保証金は、執行機関が定める期限までに、指定の金融機関の口座に入金済とされていなければなりません。
 なお、振込手数料については、入札者又は買受申込者の負担となります。
 ※執行機関が定める期限までに、指定の金融機関の口座への入金を確認できない場合は、入札又は買受申込みができませんので、振り込みは、なるべく「電信」又は「至急払い」としてください。
- 4 この書類を提出した場合は、記載された売却区分番号に係る公売財産の公売保証金を現金等により納付したことの証明となります。なお、公売保証金は、納付後、その取消し又は変更ができません。
 ※誤って公売保証金を振り込んだ場合は、改めて買受申込み予定の公売物件にかかる公売保証金を振り込んでください。なお、誤って振り込んだ公売保証金につきましては、後日返還いたします。
- 5 最高価申込者等とならなかった場合など、公売保証金を返還する事由が生じた場合は、「公売保証金の払渡請求」欄に記載された金融機関の口座への振込みにより返還します。
 なお、別途、「払渡請求書(領収証書)」を提出していただく場合がありますので、執行機関から送付された場合は、必要事項を記載の上、速やかにご返送ください。
 ※公売保証金は買受申込者に返還しますので、「公売保証金の返還請求」欄に記載する預金口座は、買受申込者本人名義の口座を誤りのないように記載してください。
- 6 公売保証金の振込先は、栃木市収税課にお問い合わせください。

公売保証金振込通知書兼払渡請求書

次の売却区分番号に係る公売財産の入札又は買受申し込みを行うに当たって、公売保証金を金融機関への振込みにより納付しました。

入札を行う公売財産の 売却区分番号	1-2-3 ← アラビア数字を明確に記載してください。						
公売保証金振込者名 ① 公売保証金の振込者名と入札者又は買受申込者は、同一の者でなければなりません。 ② 法人の場合はその所在地、名称及び代表者名を記載してください。	住所又は所在地	栃木県栃木市万町9番25号					
	電話番号	0282-21-2283 ←					
	フリガナ	トチギ トチスケ ←					
	氏名又は名称	栃木 とち介 (印) ←					
	フリガナ						
代表者名							
公売保証金の払渡請求 ※入札者本人の口座を記載してください。	公売保証金の返還事由が生じたときは、この保証金について、下記の口座への振込みによる払渡しを請求いたします。						
	氏名又は名称	栃木 とち介 (印)					
	金融機関名	とち介	銀行・組合 金庫・農協	栃木	本店	支店	支所・出張所
	預金種別	普通 (印) 2.当座 3.その他()					
	口座番号		1	2	3	4	5

※ 入札者は太枠線内を必ず記載してください。

口座番号はアラビア数字で明確に記載してください。また、右詰めで記載してください。



金融機関の証明書(振込金受取書)の貼付箇所



公売保証金を指定の金融機関の口座に振込んだ旨の説明として、振込みを依頼した金融機関から交付を受けた「振込金受取書」の原本を、この枠内に貼付けて提出してください。
 なお、貼付けに当っては、剥がれないように確実に貼り付けた上、割印をしてください。
 また、振込みに当っては金融機関の注意事項をよく読んで、間違いのないようにお願いします。

公売保証金の振込みについての注意事項

- 1 公売保証金振込通知書兼払渡請求書は、入札又は買受申し込みを行う公売財産ごとに、それぞれ作成してください。
- 2 公売保証金振込者は、公売の入札者又は買受申込者でなければなりません。
 ※公売保証金振込者と入札者又は買受申込者とが異なる場合は、入札又は買受申込みが無効となります。
- 3 公売保証金は、執行機関が定める期限までに、指定の金融機関の口座に入金済とされていなければなりません。
 なお、振込手数料については、入札者又は買受申込者の負担となります。
 ※執行機関が定める期限までに、指定の金融機関の口座への入金を確認できない場合は、入札又は買受申込みができませんので、振り込みは、なるべく「電信」又は「至急扱い」としてください。
- 4 この書類を提出した場合は、記載された売却区分番号に係る公売財産の公売保証金を現金等により納付したことの証明となります。なお、公売保証金は、納付後、その取消し又は変更ができません。
 ※誤って公売保証金を振り込んだ場合は、改めて買受申込み予定の公売物件にかかる公売保証金を振り込んでください。なお、誤って振り込んだ公売保証金につきましては、後日返還いたします。
- 5 最高価申込者等とならなかった場合など、公売保証金を返還する事由が生じた場合は、「公売保証金の払渡請求」欄に記載された金融機関の口座への振込みにより返還します。
 なお、別途、「払渡請求書(領収証書)」を提出していただく場合がありますので、執行機関から送付された場合は、必要事項を記載の上、速やかにご返送ください。
 ※公売保証金は買受申込者に返還しますので、「公売保証金の返還請求」欄に記載する預金口座は、買受申込者本人名義の口座を誤りのないように記載してください。
- 6 公売保証金の振込先は、栃木市収税課にお問い合わせください。

令和 年 月 日

栃木市長 様

(請求人)
住所地又は所在地

氏名又は名称

印

公売保証金の充当申出書

令和 年 月 日開札の公売において、次の公売財産の入札に当たり、売却決定日に私(請求人)に対し売却決定が行われた場合、納付した公売保証金については、買受代金に充ててください。

入札を行う公売財産の売却区分番号

※公売保証金の充当申出書は、入札を行う公売財産ごとに、それぞれ作成してください。

公売保証金の充当申出書を提出する年月日を記載してください。

令和●●年●●月●●日

栃木市長 様

(請求人)

住所地又は所在地

個人の場合は住民票上の住所・氏名を、法人の場合は商業登記記録上の所在地・名称を記載してください。

栃木県栃木市万町9番25号

氏名又は名称

栃木 とち介

印

公売保証金の充当申出書

令和●●年●●月●●日開札の公売において、次の公売財産の入札に当たり、売却決定日に私(請求人)に対し売却決定が行われた場合、納付した公売保証金については、買受代金に充ててください。

開札年月日を記載してください。

入札を行う公売財産の売却区分番号

1-2-3

※公売保証金の充当申出書は、入札を行う公売財産ごとに、それぞれ作成してください。

アラビア数字で明確に記載してください。
また、入札を行う公売財産ごとに作成してください。